

議案第78号

播磨内陸生活文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

播磨内陸生活文化総合センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月3日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

旧図書館跡改修工事後の播磨内陸生活文化総合センターの事業及び管理運営について、所要の改正を行う必要があるため。

播磨内陸生活文化総合センター条例の一部を改正する条例

播磨内陸生活文化総合センター条例（平成17年西脇市条例第 157号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「圏域」という。）」を削る。

第10条を第14条とする。

第9条中「資料利用者」を「利用者」に、「施設、設備、器具」を「センターの建物若しくは附属設備」に、「紛失」を「滅失」に改め、同条を第13条とし、同条の前に次の2条を加える。

（利用許可の取消し等）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用許可の申請に偽りがあったとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 災害その他不可抗力による理由によりセンターを利用させることができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公用又はセンターの管理上やむを得ず利用させることができないとき。

（原状回復義務）

第12条 利用者は、センターの施設の利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により、利用を取り消され、又は停止されたときも同様とする。

第8条の見出しを「（使用料及び入館料）」に改め、同条中「資料館」を「センター（資料館を除く。）の使用料及び資料館」に改め、「ただし、」の右に「資料館において、」を加え、同条を第10条とし、同条の前に次の2条を加える。

（利用許可）

第8条 センターの施設（市民サロンにあっては、当該サロンの全部又は一部を独占して利用しようとする場合に限る。）及び資料を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付することができる。

（入館又は利用許可の制限）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒否し、又は前条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公安、風俗その他公益を乱すおそれがあるとき。
- (2) 専ら営利を目的として事業を行うとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支持しようとするとき。
- (5) センターの建物若しくは附属設備又は資料を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (6) センターの管理上支障があるとき。
- (7) その他センターの利用を不相当と認めるとき。

第7条を次のように改める。

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

ただし、資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の開館時間は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを延長し、又は短縮することができる。

第6条を削る。

第5条中「資料館」を「センター」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条を第6条とする。

第4条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「資料館資料」を「資料」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「(資料館)」に改め、同条を第4条とし、同条の前に次の1条を加える。

(センターの事業)

第3条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習及び多世代交流活動の促進に関すること。
- (2) 文化活動及び学習活動の支援に関すること。
- (3) その他センターの目的を達成するために必要な事業

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。